

(様式1)

平成30年度事業計画書

鳥取県立鹿野かちみ園
鳥取県立鹿野第二かちみ園

1 設置場所

- (1) 鳥取県立鹿野かちみ園 鳥取市鹿野町今市1078番地
(2) 鳥取県立鹿野第二かちみ園 鳥取市鹿野町寺内102番地

2 施設定員

- | | |
|----------------|------------------|
| (1) 鳥取県立鹿野かちみ園 | (2) 鳥取県立鹿野第二かちみ園 |
| ① 生活介護 70名 | ① 生活介護 70名 |
| ② 施設入所支援 70名 | ② 生活訓練 6名 |
| ③ 短期入所 併設2名 | ③ 施設入所支援 70名 |
| | ④ 短期入所 併設3名 |

3 管理運営の方針（管理運営の基本的な考え方）

- (1) 県立の障害者支援施設として、県、市町村、関連機関等と連携を取りながら、障がいの種別や程度を問わず、受入れ体制を整えることで、常に公平で平等なサービスを提供することに努める。
- (2) 鹿野かちみ園は「要介助高齢知的障がい者支援」、鹿野第二かちみ園は「強度行動障がい者支援」について、県下のモデル施設として、専門的支援のあり方等に関する研究及び実践を先導的に行う。
また、両施設において、同じく県下のモデル施設として、在宅支援事業等に関する研究及び実践を先導的に行う。
- (3) 個別の支援として、利用者の意思（推定を含む）や人権を尊重しながら、利用者の立場に立ったアセスメント、プランニングを行い、その人に相応しい「日中活動支援（生活介護・生活訓練）」と家庭的な「入所支援」に繋げることで、利用者が日々満足して生活できるように努める。
- (4) 施設全体のサービスとして、サービスの自己評価を行うほか、利用者自治会や保護者会などとおして、苦情、意見等を洗い出し、提供しているサービスを改善することで、より質の高い施設運営に努める。
- (5) 利用者の意思や適性に配慮しながら、社会生活力向上の専門的支援や体験入居・作業実習等による段階的移行支援を行った上で、様々な社会資源を利用して地域移行を推進するなど、その人に相応しい自立を目指す。
- (6) 「社会参加の機会の確保」及び「地域社会における共生」を念頭に、地域住民、ボランティア、実習生、見学者等を積極的に受け入れることで、障がいに対する理解や啓発を推進するとともに、安全に充分配慮しながら、積極的に地域の行事等に参加したり買い物等に出かける機会をつくることで、利用者の社会参加を促進する。
また、鹿野町における福祉の町づくり、町おこしなどに積極的に参画し、地域貢献にも努める。
- (7) 鳥取県各種条例の遵守はもとより、各種福祉法や個人情報保護の徹底、施設の運営状況の情報公開などの関係法令を遵守し、公正で透明性の高い運営を行う。
- (8) 鳥取県版環境管理システムを活用して環境に配慮した施設運営を行うとともに、経費削減を図るための経営分析を行い、効率的・安定的な施設運営に繋げる。
- (9) 虐待防止をはじめとする権利擁護（不当な差別の禁止や合理的配慮等含む）について、職員の意識改革と資質向上に全力で取り組む。

4 施設の効果を最大限に発揮するための対応

(1) 施設管理の基準等

ア 施設整備の維持管理の考え方

- ・ 建物、設備の保全業務として専門業者や営繕担当職員による定期的及び日常的な保守点検を行

い、必要に応じて速やかに改修等を行う。

また衛生委員会により毎月1回建物・設備の全体的点検を行い、施設内の危険箇所等を改善することで、職員の労働環境はもとより利用者の生活環境の安全確保に努める。

- ・ 毎日清掃を行い、建物の清潔を保つことで、利用者に快適で衛生的な環境を提供する。
- ・ 利用者が制作した陶芸、絵画、生花等を園内に飾り、施設内アート化の推進に努め、より豊かな生活環境に繋げる。
- ・ 心身障害者損害保険の加入により、器物破損事故による経費の負担軽減を図る。

イ 外部委託の考え方

経費節減と効率的な管理を基本として、専門業者への委託が必要な下記の業務を外部委託する。

【外部委託項目】

業務委託名	契約業務内容	29年度委託業者	委託先選定方法	契約の有無	
				有無	方法
消防用設備点検	年2回 機器点検、総合点検	松谷ポンプ(株) (県内業者)	法人内他施設との共同入札(5社指名)	有	指名競争入札
自家用電気工作物保安点検	毎月1回点検	細田電気保安管理事務所 (県内業者)	複数業者による見積合わせ	有	随意契約
事業系一般廃棄物収集運搬業務	可燃ゴミ週3回 資源ゴミ等月2回	(株)キョウエイ (県内業者)	随意契約 ※1	有	随意契約
鼠、害虫防除作業	厨房内月1回	(株)ダスキン鳥取 (県内支店業者)	複数業者による見積合わせ	有	随意契約
建築設備保全・管理	年6回点検等(受水槽、温水ヒーター、各ポンプ設備等)	(株)北陽エンジニア・サービス (県内業者)	5社以上指名による競争入札	有	指名競争入札
県有建物の定期点検	建築基準法第12条に基づく定期点検(建築物・設備)	3月に随意契約を実施予定	両施設的设计業者 ※2	有	随意契約
飲料自動販売機の設置	自動販売機の設置及び商品の補充、機械の保全修理等	ネオス(株) (県内支店業者)	複数業者による見積合わせ	有	随意契約

※1 旧気高郡内許可業者が当該業者のみであるため随意契約とする。

※2 両施設的设计業者(白兔設計事務所)から見積徴取し随意契約する。

ウ 県内事業者への優先発注

工事及び委託業務の発注並びに物品等の調達にあたっては、県内に本支店等を有する事業所を優先的に指名する。

(2) 事故・事件の防止措置と緊急時の対応

ア 火災・盗難・災害などの事故・事件の防止(防災)対策

- ・ 施設の防災計画(各種災害マニュアル)に基づき、利用者の安全を確保するために日頃から十分な防災対策を講ずるとともに、風水害等の自然災害や火災発生時に的確な対応が出来るよう関係機関、地域の自治会等との協力体制を確立し、避難、通報、消火訓練、消防設備の取り扱い等の訓練を実施する。なお、避難訓練等は年2回(夜間想定1回)以上実施する。
- ・ 夜間の保安管理業務を円滑に行うため、毎日両施設で1名の警備員を配置し、定期的に施設内外を巡回することで、施錠や不審者の確認、利用者の夜間の出歩き等の早期発見と早期対応に努める。

なお、第二かちみ園においては、特に利用者の出歩きが頻回であるため、モニターを2か所設置し、職員の手薄な夜間は警備保障会社に連動させることで利用者の身の安全に万全を期す。

- ・ 利用者の安全を確保するため、施設内にリスクマネジメント委員会を設置し、定期的に開催す

る。

なお、日々ヒヤリハットの記録と検証に努め、事故の未然防止を図るとともに、発生した事故に対しては徹底した検証を行い、速やかに改善策を講じる。

- ・ 不審者や不審物を発見した時の対応について、制定したマニュアルの内容を引き続き職員に周知徹底する。
- ・ かちみ園に於いては、認知症の方が自由で安全に歩くことができるように徘徊センサーを設置し、見守りの中、行動制限をしない支援に取り組む。

イ 緊急時の体制・対応

- ・ 災害、重大な事故、利用者の行方不明、急病などの緊急時は、各種マニュアルや緊急連絡網により、職員はもとより地域や関係機関の協力を仰ぎ、迅速な対応をとるよう徹底する。
- ・ 利用者の不慮の事故等に備え、施設において損害賠償保険に加入し、被害者救済の適切な損害補償を行う。
- ・ 災害や重大な事故の発生により施設の建物及び設備に甚大な被害が生じた場合は、利用者の安全な生活及び施設サービスの縮小を最小限にとどめるため、事業継続計画（BCP）に基づき対応する。

(3) 利用者への支援方法

ア 基本的な生活習慣の確立及び社会参加等が可能となるような支援・訓練方法

①生活介護

- ・ 個別支援計画に基づき、食事、排泄、入浴、洗面、着脱衣等の基本的な日常生活動作の自立支援を目標に、個人の能力、障がい特性に沿った適切な支援と介助を行うとともに、創作活動、生産活動の機会を提供し、生活の質の向上に努める。
- ・ 社会生活上に必要な習慣（身だしなみ・健康管理・金銭管理・交通、移動手段の活用など）を身につけることを目的として、社会生活力プログラムに沿った自立生活力を高める支援手法を必要に応じて組み入れることにより、地域移行等に繋げる。
- ・ 障がいが高くても自立への可能性を見出し、地域生活を目標に個々の障がいに応じたプログラムを取り入れ、社会生活に繋がる動作（自らの生活を実現させる力）の達成に向けて支援に取り組む。
- ・ 入所利用者が家庭的で潤いのある生活が送れるよう、ユニットケアによる生活単位の小集団化を図り、個人の居所、役割（自己尊厳）が持てるよう、生きがいのある生活環境を提供する。

②生活訓練

- ・ 地域生活移行をひとつの具体的な目標として定め、自立した日常生活を営むために必要となる問題解決能力や日常生活動作のスキルアップを目指したプログラムを策定し、それに基づいた支援を提供する。

③その他日中活動全般

- ・ 利用者の自己決定、自己選択に基づいた日常生活を提供し、生産性や創造性の高い日中活動を提供することで、働くことの喜びや生き甲斐に繋げる。
- ・ 利用者自治会主催の行事や、レクリエーション、居住ユニットなどでの喫茶、町内外出等を実施し、休日等の余暇活動の充実と利用者の満足度を高めていく。
- ・ 日中活動の場所を施設外に拡充し、町内の空き家等の利用により地域の社会資源を有効活用し、地域住民とのふれあいの中で社会性を高める支援を行う。
- ・ 日々の生活の中に社会生活技能訓練を取り入れ、日常生活力を養う。
- ・ 手工芸や陶芸等の自主製品や農園芸の生産品等の即売を行い、地域との交流や利用者の自立と地域生活へ向けた生産活動支援を推進する。

イ 相談及び援助の体制

- ・ 利用者が職員に相談しやすい環境づくりとして、支援員はユニットの固定配置として信頼関係を構築できるような体制をとるとともに、施設長やサービス管理責任者についても、いつで

も相談できるような開かれた体制をとる。

- ・ 利用者、保護者の相談に対し誠意をもって対応し、利用者等相談者のおかれている状況や環境に充分配慮して、守秘義務遵守のもと必要な援助と適切な助言等を行う。

ウ 適切な入浴方法

- ・ 毎日入浴ができる体制をとり、やむを得ず入浴できないときは、清拭、足浴、更衣を行う。
- ・ 心身の状況等により介助を必要とする利用者に対し、職員は介護技術を習得した上で、福祉機器を活用しながら適切な入浴介助を行い、対象者が安心して入浴できるように心がける。
- ・ 大浴場及び各ユニット配備のユニットバスは、利用者の希望等で選択して使用し、ゆったりとした入浴が行えるよう配慮する。
- ・ 鹿野かちみ園においては、高齢化による身体機能が低下した利用者に対し安心・快適に入浴してもらえるよう、機械浴を実施する。

[入浴時間帯]夜間入浴 …概ね16:00以降の時間帯で原則いつでも利用可

全面介助者	…13:30～15:30 (ユニット浴室)
	…15:00～17:00 (機械浴)
全面・一部介助者 (鹿野かちみ園)	…15:30～17:00 (大浴室)
	…18:30～19:30 (男性大浴室)
(鹿野第二かちみ園)	…13:30～17:30 (大浴室)
	…16:00～17:00 (ユニット浴室)

エ 適切な食事の提供

- ・ 利用者の健康維持・食生活の向上を図るため、個別に栄養ケアマネジメントを実施する。
栄養ケアマネジメントに基づき、個々の健康状態、嚥下機能状態、嗜好等に応じるため、治療食（減塩食、低脂肪食、糖尿食、透析食等）の提供、食形態（刻み食（一口大）、細刻み、ミンチ、粥食、なめらか食）の配慮、代替食の提供等を行う。
- ※ なめらか食とは、食材毎にミキサーでかくはんしたものをゲル化剤（増粘安定剤）でゼリー状にかため、見た目も普通食と変わらないものに成形・盛り付けした嚥下障害食のひとつ。
手間暇はかかるが、利点として、食物がまとまっているので口の中でばらけにくく食べ残しが少ない、舌と上あごでつぶすことができる、食物がべとつかずに飲み込みやすい、食材毎に成形し盛り付けているので見た目美しく何を食べているかが分かる。
- ・ 利用者の食事サービス向上のため、嗜好調査や朝食選択を実施する。
- ・ 利用者自治会や利用者参加の給食委員会あるいは普段の食事場面において、利用者の食事に対する意見や要望を聞き取り、バランスよくメニューに反映させる。また、職員の業務向上においては調理部会を定期的（月1回）に行い、厨房職員間での情報を共有する。
- ・ 食事は、厨房から温冷配膳車にて各ユニットリビングに配食し、少人数で落ち着いた雰囲気の中で食事が楽しめるよう配慮する。
なお、夕食時の炊飯は各ユニットで行い、お米をとぐ音やご飯の炊ける匂いを感じてもらったり、自分専用の食器や箸を使ってもらうことで、少しでも家庭の雰囲気を味わってもらおうよう心掛ける。
- ・ 定期的に主食をユニットで調理する「ユニット調理」を行い、調理風景を楽しんでもらうとともに家庭的な雰囲気を味わってもらおうひとときとする。
- ・ 栄養士は、食事の際には極力ユニットを見回り、利用者の食事の摂取状況を確認する。
- ・ 栄養士は、定期的にユニットにおいて利用者に対して栄養指導を行い、生活習慣病予防に努める。
- ・ 調理及び配膳にあたっては、食器その他の設備の衛生管理を適切に行う。
(おおよその食事時間) 朝食…7:30 昼食…12:00 夕食…18:00
- ・ 食事の材料には、できる限り県内で生産された農林水産物及び加工品を利用するよう地産地消に努める。

オ 健康管理

- ・ 常に利用者の健康管理に留意し、年2回以上定期健康診断を実施するとともに、その結果を家族等へ報告する。
- ・ 嘱託医及び協力医療機関を定め、入院治療等を必要とする際も利用者が円滑に療養できる体制を整えるとともに、施設近隣の医療機関との連携にも努めることにより、急病等の対応を速やかに行う。
- ・ 看護師（かちみ園2名・第二かちみ園1名、常勤）を配置し、日常の健康管理と必要な医療措置を行うとともに、嘱託医師（内科医・週1回）の定期診察による身体的変化の早期発見、早期治療、保健衛生指導等を行い、病状等の変化などについては、保護者へその都度報告し、円滑な治療体制を築く。
- ・ 急病など緊急時については、医療マニュアルに基づいた対応を適宜行う。
- ・ 感染症や食中毒、熱中症等の予防のため、施設内に感染症委員会を設置し、特に流行時期にはマスク・手洗いの徹底、消毒（手指及び手すり、取っ手等）の実施、施設内外研修の参加、吐物処理グッズの管理、こまめな水分補給や温度調整の徹底等を心がける。

カ レクリエーション行事等、社会生活上の便宜の供与の内容

- ・ 施設での生活が豊かなものとなるよう、また、利用者が自主的、積極的に活動へ参画できるようレクリエーション活動の充実に努める。
- ・ 日中活動班或いはユニットごと、または個別にボウリング、花見、喫茶、映画鑑賞など、本人の希望や身体状況に配慮した戸外レクリエーションの提供に努める。
- ・ 各ユニット内で創作活動やおやつ作り等、利用者が主体的に関わることができる趣味活動の場を積極的に提供する。
- ・ 地域の夏祭り、運動会、スポーツ大会などに積極的に参加し、地域の一員として地域住民と交流を深めるとともに社会性の向上を図る。
- ・ 施設内における文化祭、敬老祝賀会、成人式などの全体行事や全員の宿泊旅行、日帰り旅行等を行い、利用者全体の交流を図るとともに、社会性を身に付ける場とする。
- ・ 「利用者主体」の理念に則り、利用者自治会が主となって、毎月季節に応じた余暇活動を企画・実施する。
- ・ ふるさと外出、保護者との交流事業（環境整備、保護者会等）などを通して、出来る限り家庭との結びつきを重視した支援に努める。

キ 利用希望者への情報提供と方法

- ・ 各行政機関等に利用状況や待機状況を定期的に報告し、情報提供に努める。
- ・ 施設の支援内容や施設の特色等について、機関紙や施設・法人・県のホームページを通して、地域の方等へ広く情報提供を行う。
- ・ 利用希望の問い合わせについて随時説明を行うとともに、施設見学等を積極的に受け入れる。
- ・ 県下の障害者相談支援事業所や医療機関との連携を密にし、利用希望者の把握に努める。
- ・ 毎年、第三者評価を受審し、その評価結果を公表することで施設の情報提供に繋げる。
- ・ 第三者を交えた入所選考委員会により、透明性のある、より公平な入所の選考を実施する。

ク 利用者等の苦情、要望等を解決するための措置

- ・ 利用者や保護者などの相談・援助に適切に対応できるよう受付担当者を配置し、必要に応じて、対話や電話での相談、家庭訪問、個別面談等を実施する。
- ・ 利用者、保護者等の苦情や要望・虐待等に適切に対処するため、施設内に苦情解決検討委員会を設置、苦情解決第三者委員を委嘱し、受け付けた苦情に対して、直ちに問題解決に取り組むとともに、その対応策については速やかに利用者をはじめ、提言者へ報告を行う。
なお、施設の苦情解決委員会で検討した案件については法人事務局へ報告するが、施設内で解決できない案件については、鳥取県厚生事業団苦情解決検討委員会で検討する。
苦情及び虐待等の受付方法は主に次のとおり。

- ・ 施設運営についての意見、要望等は、毎月の利用者自治会や保護者会等の場で聞き取るとともに、年1回保護者・利用者アンケートを実施する。
- ・ 毎年第三者評価を受審することにより、外部からみた意見等も受け止める。
- ・ 両施設に2か所づつ意見箱を常設し、利用者、保護者はもとより来園者全員を対象に意見等を受け付ける。
- ・ 食事に関することは利用者参加の給食連絡会、旅行の行き先等に関するものは自治会等を開催するなど、積極的に利用者参加型の会を設けるように心掛ける。
- ・ その他、保護者の面会時に、職員との個別懇談を実施するなど、随時、要望等を聴取する。

ケ 利用者への虐待を防止するための措置

- ・ 鹿野町内に所在する法人内施設(鹿野かちみ園、鹿野第二かちみ園、すずかけ、いまいちホーム)合同の虐待防止検討委員会を実施するほか、鹿野かちみ園においては、虐待再発防止策として、より虐待防止に係る意識の醸成を図ることを目的とし、鹿野かちみ園単独の虐待防止委員会を設置する。合同の委員会より参集しやすいものとしたことにより、ヒヤリハット報告書などから虐待に繋がる可能性がある軽微かつ些細な事案についても随時、検討を行えられるよう気づきの機会を増やし、虐待に繋がる恐れのある事例の早期発見及び虐待事案の未然防止に繋げるよう取り組む。
- ・ 業務振り返り(年1回)、虐待防止チェックリスト(年2回)を実施する。特に虐待防止チェックリストについては、自らの支援を振り返りと虐待防止に係る気づきの機会を少しでも増やすために年2回実施する。実施に当たっては効果的な検証となることを目的として記名式を推奨する。その集計結果を各部署、施設の虐待防止委員会及び第三者を含めた合同の防止委員会において詳細な検証を実施し、さらにその検証結果を全職員にフィードバックすることにより、虐待防止の意識の醸成並びに困難事例の解決のための支援スキルの向上の一助に資するよう取り組む。
- ・ 虐待事案が発生した場合については、速やかに援護の実施市町村に報告するとともに、虐待事案の改善を図り、委員会により再発防止策を検討する。

コ 地域との交流方針

- ・ 地域の行事に積極的に参加し、地域住民とのふれあいや人権研修等への参加を通し、障がいに対する理解や啓発を進めるとともに、利用者の社会参加を促進する。
 なお、施設内行事を地域にも積極的に参加を呼びかけ、施設内交流を図ることに努める。
 具体的な内容(一例)は、次のとおり。

(ア) 祭り

[施設外]

鹿野町夏祭りの共催(会場準備・片付け、模擬店の出店)、わったいな祭りでのイベントの企画・出店、勝谷地区納涼祭の参加 等

(イ) スポーツ

[施設外]

勝谷地区大運動会の共催、鳥取県知的障がい者施設親善球技大会への参加、鳥取県手をつなぐスポーツ祭りへの参加、地元小学校及び中学校運動会への参加 等

(ウ) 文化

[施設内外]

地元劇団「鳥の劇場」との演劇交流、演劇祭等への出演 等

[施設外]

鹿野町民との交流会

地元小学校のフィールドワークとして障がい学習の一助を担う

地元中学校文化祭への参加

鹿野町各地区への文化祭参加(作品出品等)

地元幼稚園等との音楽療法を通じた音楽交流

地元公民館の介護予防教室等への講師派遣 等

[施設内]

- 文化祭の開催（一般開放）
- 県内大学、地元小・中学校等との文化交流会
- 講師を招聘しての陶芸教室、書道・絵画造形の芸術教室
- 音楽講師を招聘しての音楽活動 等

サ 地域生活移行に向けた支援策

- 生活訓練（社会生活力プログラムの活用等）、体験入居、体験実習等による段階的支援を行いながら、当法人が運営するグループホーム「いまいちホーム」（共同生活住居7か所）や就労支援事業所「すずかけ」をはじめとする様々な社会資源を利用することで地域移行を推進する。
- 「重度の障がいがある人でも地域移行を」を目標に、引き続き、地域の空き家等を探しながら、障がいの程度にかかわらず地域生活移行の支援を行う。
- 地元企業から部品組立作業を受託するなど、就労に向けた日中活動を提供することで、労働の喜びに繋げる。
- 両施設が「いまいちホーム」のサポート施設として連携強化を図り、グループホーム入居者が安心して生活できるよう必要な援助を実施するとともに、施設利用者にとっては、地域生活移行希望者の移行意欲の高揚に繋げる。
- 当法人は、両施設、いまいちホーム、すずかけ以外に障害者支援施設6施設、グループホーム事業所4か所（共同生活住居33か所）を運営するほか、相談事業として、障害者相談支援事業3か所、障害者就業・生活支援センター事業2か所、訪問型職場適応援助促進事業2か所、地域生活定着支援事業1か所などを運営している。
これらの施設、事業所等と日頃から、障がい者の地域移行に係る意見交換会や事例検討会などを行うことで、地域移行に向けての情報収集や課題整理に繋げる。

(4) 県立施設としての役割に対する方針

ア 県下障害者支援施設の支援モデルとしての先導的な役割

【鹿野かちみ園】

①要介助高齢知的障がい者、病弱者支援のモデル施設として

(ア) 目的（基本的な支援方針）

- 高齢化に伴う身体機能低下（ADL低下）、疾病（生活習慣病等）、脳的レベル低下（認知、思考、気力等の低下）が見られる要介助高齢知的障がい者（特に認知症状が進行した高齢知的障がい者）に対する理解を深め、少しでも長く住み慣れた環境の中で、より快適に暮らしていけるよう職員がその特性と支援の手法（高齢者向けアクティビティやワーク、回想法やタクティール等）などを理解・習得し、提供する。また、要介助高齢者とその予備軍の利用者に対する介護予防として「高齢知的障がい者用アセスメント表」の活用推進と住環境及び高齢期の生活スタイルについて検討し、介護技術の向上を図ることで利用者がより健康で安全な園生活を送られるよう支援する。
※ タクティールとは、優しい接触を継続的に行い、肌の触れ合いを通して、不安を取り除いたり、コミュニケーション能力を向上させる効果などがあり、認知症ケアや、障がい者ケアに活用される療法
- 要介助高齢者にとっては、主に「介護予防」と「生きがいがづくり」が重点目標と捉え、鹿野かちみ園版「高齢知的障がい者用アセスメント表」を活用し、高齢化に伴う特性（認知症や加齢に伴うADLの低下等）を加味して支援課題を明確化し、本人の意志決定に基づき、その人に相応し自立した生活が送れるよう、プランニングに取り組んでいく。

(イ) 対象者

- 高齢（50歳以上）或いは病弱等により食事・排泄・入浴等のいずれかに全介助又は半介助を必要とする利用者及びその他高齢化により機能低下が進んでいると見られる利用者

(ウ) 支援内容

[健康管理の徹底]

- ・ 医療機関との連携のもと、年2回の定期健康診断、嘱託医（内科医）による往診のほか、日々の健康や衛生面に配慮し、バイタルチェック、食事、入浴、排泄、整容等のチェックを行い、異常の早期発見・早期治療に努める。
また、生活習慣病予防や機能（嚥下状態など）低下対応のため、個別の栄養管理を徹底する。
- ・ 高齢期の疾病や加齢に伴うリスクについて理解をする。認知症状などを含む、加齢に伴う疾病について理解を深めると共に、心身の状況変化を把握し、異常等がある場合は速やかに医療相談を行う。

[介護知識及び技術の向上]

- ・ 加齢や身体の麻痺等に伴う生活のしづらさや、活動量の減退や身体バランスの悪さからの転倒等のリスクが増大する可能性もあり、身体機能低下防止を図るため、3ヶ月に1回程度法人内の作業療法士等に指導を受け、介護予防に努める。また、都度理学療法士などによる介護技術の指導をとおり、その人らしい「当たり前の生活を保障する」ことを目指し、人の動きを引き出す介助に取り組む。
また、最新の介護技術を習得できるように介護専門研修にも積極的に参加し、園内でもOJTを活用しながら全職員で機能維持・介護予防についての意識や身体のメカニズムに沿った介護技術を高め、実践へ繋げる。

[口腔ケアの実施]

- ・ 歯科医師の指導のもと、定期的に歯科衛生士に来園してもらい、対象利用者の口腔内チェックやブラッシングなどを実施していただき、口腔内の清潔を保持し、感染症予防や虫歯予防に繋げる。特に、体力が低下している高齢者に対しては口腔内マッサージ等を継続的に実施することが嚥下機能の維持向上や誤嚥性肺炎の予防に繋がるため、より専門的な指導やケアを受ける。この指導のもと、指導内容を記録し利用者個々の留意点を職員間で共有するとともに、それに沿った毎日の歯磨きの励行はもとより、必要な利用者には個別支援計画に繋げる。また、毎週水曜日は口腔ケアの日と位置づけ、個々の口腔内の状況を把握したり、虫歯予防に繋げる。

[認知症対応について]

- ・ 認知症が進行した高齢知的障がい者に対する支援方法を検討する。
認知症利用者についての共通理解をする上で行動障がいとは認知症利用者のメッセージであり、何らかのサインと捉え、ひもときシートの手法を用いてひとつずつの行動の意味しているものに気づいていく力を養う。
 - i 支援者側での「課題整理」（支援者の困りごと）
 - ii 認知症利用者の発する行動や言葉の「事実確認」
 - iii 行動や言葉の要因を分析し、メッセージの意味を理解する「背景整理」等から、支援者視点のケアから認知症利用者視点のケアへ思考展開を図れるよう取り組んでいく。
上記のi～iiiを踏まえ、職員間で「その人自身」を理解し、支えることができるようにケース検討会を継続実施する。※ ひもときシートとは、パーソン・センタード・ケアの考えに基づき、支援者が問題と
思っていることを、支援者中心の思考から認知症の人中心の思考に転換し、認知症ケア
に役立つ情報を集積し、課題解決に向けて思考を整理していくためのツール

[ADLの活動性を高める支援]

- ・ 食事…身体及び機能状況に応じた食事環境や食形態の見直しを定期的に行う。
個々の利用者の摂食嚥下状態を把握し、問題となる状況があれば言語聴覚士による指導と助言を定期的実施し、評価と見直しを行う。また、口腔、嚥下状態、意欲、環境等、様々な視点を持ち、一人一人に合った食事を提供する。また、高齢期に起こりやすい栄養障害を

理解し、生活習慣病や骨折等の個々のリスクを軽減できるよう努める。

- ・ 排泄…気持ちのよい排泄を目指し、薬に頼らない自然排便を目指す。
排泄に伴う研修（排泄のメカニズムやオムツの当て方など）を実施すると共に、24時間シートにより排泄状況を確認し、活動性を低下させないためにも一日でも長くオムツをしない日を継続させ、その人なりの自己実現を目指す。
- ・ 入浴と清潔…本人の意向や個々に抱えるリスクなどに配慮しながら、安心・安楽な入浴を目指し、無理なくゆったりと入浴できるよう個々の機能に合わせた入浴方法を検討する。また、足浴なども積極的に導入し、血流障害の予防やリラクゼーション、免疫力の向上を促進していく。高齢者に多い皮膚トラブル（老人性掻痒症等）が軽減するよう、スキンケアにも取り組んでいく。

[生きがいがづくり・介護予防のための療法・活動]

- ・ 音楽療法（ミュージックケア）を脳の活性化、心肺機能維持・強化、手指の運動、関節可動域の拡張、回想法など、個人毎に実施目的を明確化し、QOLを目指し自己表現の場として、また、関係性の構築の場として取り組み、介護予防・生きがいがづくりに繋げる。
また、昔なじみの生活を取り入れた活動（紫蘇の穂取りやゆず味噌作りなど）により認知症予防に繋げる。（回想法）
更に、創作活動（ウマモナドづくり、絵画教室、陶芸教室）、鳥の劇場協力のもとでの演劇活動等などを通して、生きがい・やりがいに繋げる。
※ ウマモナドとは、かちみ園の陶芸活動のなかで生まれた可愛らしいキャラクター人形

[楽しみづくりと心の安定を図る取り組み]

- ・ ユニット単位で職員も固定配置し、なじみの関係を築きながら家庭的で本人の生活のリズムにあった生活を過ごしてもらおうとともに、スノーズレンを取り入れるなど心の安定を図るよう努める。また、高齢化が進んだ利用者であっても、環境調整（物的・人的）を行い、社会参加できる機会を少しでも多く提供し、生きがい感や満足感に繋げる。

②その他の取り組みとして

[比較的若い利用者に対する取り組み]

- ・ 働く喜びや就労への意欲を高めるため、積極的に受託作業や実習を取り入れるとともに、「社会生活力プログラム」のなかのその人に必要なモジュール（学習単位）を活用しながら自己実現に向けての支援を行う。
- ・ 若年層の利用者については、あくまでも通過施設だということを念頭に、将来の自分像を描くことができるよう情報提供や地域生活の体験等とおし、本人に合った生活拠点を見直していく。

[行動障がいのある利用者への支援]

- ・ 行動障がいの特性を理解し、行動障がいを引き起こす要因を探り、安心・安全な生活が送れるよう共通理解のもと行動の改善が図れるよう取り組む。
また日常生活に支障をきたし、特別な支援が必要な利用者に対し、落ち着ける環境作りや見通しの持てる手立てを提供していく。
- ・ スーパーバイザーによるケース検討会を定期的に開催し、職員の共通理解のもと支援の統一を図る。

(環境調整)

異食や他害・物色のある利用者に対し、個々に合わせた環境調整を行い、異食防止や他害・物色に繋がらないよう努める。また、個々の特性に合わせ必要時にはマンツーマン対応を行う。

また、それぞれの障害に特化したユニット編成を検討していく。

(個別プログラムの組み立て)

自立した行動が行えるようスケジュールを組み立てる。

(支援手順の統一)

個別の手順書の作成と個別支援計画の充実

[精神的疾患のある利用者への専門的チームアプローチ]

- ・ 精神的疾患のある利用者に対し、医療（精神科医師・心理（臨床心理士）、の専門職の協力のもと、定期的にケア会議やケース検討会並びに研修会を行いながらその人に相応しい統一支援体制を構築し、当該利用者の心の安定を図るとともに、医療的ケアが必要な時には主治医に医療相談をするなど連携を図る。特に困難と思われる事案が発生した場合は関係機関を交えた会議等にも専門機関を招聘し、専門的見地から助言をいただく。

また、認知行動療法を取り入れ、セルフコントロールする力を高め、その人が抱えている社会生活上の様々な問題に対し解決できるよう支援していく。

なお、心の安定を図るため、スヌーズレンなども積極的に活用する。

併せて臨床心理士には、職員が自閉症や精神的疾患のある利用者支援で抱えるストレス等に伴うメンタル面などもアドバイスを受け、職員へもキャリア（本人の役割）とメンタルの双方からトータル支援を行う。

[創作活動をとおして地域交流や地域貢献に繋がる取り組み]

- ・ 創作活動（ウマモノド教室、陶芸教室、演劇活動等）を通して、鹿野町内はもとより各地域のイベント等で交流を図り、活動に携わる利用者のやりがいに繋げる。
- ・ 小学校等と創作活動等をとおして障がいに対する理解を深めていく機会を提供する。

③将来的な取組みとして

- ・ 障がい特性を活かしたユニット再編成を行う。
- ・ 認知症に特化したユニット形成も、今後検討をしていく必要がある。
（介護保険適用にならない（65歳未満）利用者のための生活領域を検討する）
- ・ 共生施設への移行と検討
法人内障害者施設の高齢化に伴う利用者の情報共有と利用者の入れ替え検討
医療的ケアの体制づくり
- ・ 認知症ケアに対する支援方法（療法等）の理解と研究
- ・ ターミナルケアについての理解
終末期に於いて住み慣れた環境のもと、日常生活を穏やかに過ごしていただけるために職員ができることを探り、利用者一人一人の生きがいや人生観を理解し、「尊厳ある死」について学ぶ。
- ・ 比較的若年で自立度の高い精神障がい者の方々の地域移行を検討する。（グループホームも見据えた地域移行の検討）

【鹿野第二かちみ園】

①強度行動障がい者等支援のモデル施設として

(7) 目的（基本的な支援方針）

- ・ 主に認知機能障がい（自閉症スペクトラム等）による二次障がいとして、自傷・他害行為、器物破損行為、異食行為等の不適切行動が顕著な利用者に対して、医療（精神科医）と福祉（発達障害児・者支援のスーパーバイザーを月2回招聘）の連携のもと、応用行動分析や構造化の専門的手法を用いて、不適切行動を軽減させ、望ましい行動に導くことで、対象利用者が見通しをもって安心して生活が送れるよう支援する（「社会モデル」の実現）。

(イ) 対象者

認知機能障がいに起因する強度行動障がい及びコミュニケーション障がいのある利用者

(ウ) 支援内容

[応用行動分析に基づく支援]

- ・ 不適切行動について、その行動の前後に着目して、行動観察シート、ストラテジーシート、環境アセスメントシート等を活用してその要因を推定し、環境を調整したりかかわりを変えていくことで不適切行動を軽減させ、望ましい行動に導いていく。
- ・ また、未だ獲得できていない行動を、課題分析の手法によりいくつかの行動単位（行動要素）に分割し、プロンプト（望ましい行動を引き出すために、指示と一緒に用いられる補助的な刺激）等を使いながらスモールステップで達成し、自立に繋げる。

[構造化の手法に基づく支援]

- ・ 自閉症の人は特に視覚優位である特性を活かして、環境を視覚的に分かりやすく構造化することで、対象者の適応能力の不足を補完する。また必要に応じて再構造化を行う。
 - （時間の構造化）

絵や写真を使ったスケジュール表を用いて、始めと終わり、次にやるべきことなどを示したり、タイマーを使って次の予定に進むことなどを知らせることで、見通しの持てる生活に繋げる。
 - （場所の構造化）

ひとつの場所を共有すると混乱に繋がるので、ワーク、休憩、ティータイム等の場所を、床にテープを貼ったりパーテーション等で仕切ることで自分の居場所を理解してもらう。
 - （手順の構造化）

一つひとつの作業の進め方や複数の作業の流れを左から右に、または上から下に統一し、分かりやすくすることで自立的な行動を目指す。また、道具の出し入れに色マッチングやシンボルマッチングを取り入れるなど、利用者の理解度に応じてわかりやすく示すことで、ワークシステムの理解に繋げる。

[園外活動場所の構造化と般化]

- ・ 近隣の廃園となった幼稚園を借用し、その室内の構造化を行い、落ち着いて日中活動ができるように考慮する。
- ・ そこで誰が対応しても行動ができるようになること（対人般化）、生活場所のできることに異なる場所でもできるようにすること（場面般化）を目指す。

なお、在宅障がい者の通所受入れもこの場で行う。

[非言語的コミュニケーションの活用]

- ・ 言語が理解出来ない利用者に対し、相手に伝わる方法（実物・絵カード・文字・写真等）を用いて、本人の要求を汲み取ったり、本人に予定を知らせたりすることで、安心して生活できるよう支援する。

また、目に見えない守るべきルールや社会的行動について、絵や簡単な単語を使って手順化、台本化して、視覚的に情報を伝えるソーシャルストーリーを活用する。

②その他の取り組み

[精神障がい者支援]

- ・ 統合失調症、双極性感情障害をはじめとする精神障がい者の利用が急増している。精神障がいの特性理解と支援技術の向上を図るべく外部研修への職員派遣はもとより、臨床心理士を招いて月1回勉強会を開催し、その人・そのときの症状に合わせた統一支援を心がける。

[身体障がい者及び高齢障がい者支援]

- ・ 四肢障害、体幹機能障害、脳性麻痺等の身体障がい者が多数利用している上、50歳以上の方が40名と定員の6割近くを占めている。

これらの者の身体機能維持・拘縮予防等を図るべく、定期的に法人内の機能訓練指導員の派遣を受け、身体機能の評価をしてもらう。その評価をもとに日々の身体機能訓練や生活リハビリを行うとともに、ポジショニングの徹底にも努める。
- ・ 主に歯科医師による口腔ケアを推進し、虫歯予防、感染症予防等に繋げる。

[アート活動の推進]

- ・ 月1回、書道と陶芸の講師を招いての書道や陶芸活動の他、絵画・造形アート活動をとおして自己表現し、完成した作品を市内の展示場、学校、公民館で展示をしたり、コンクール等にも積極的に応募する。
自分が創った作品が展示され、評価を受けることで、やりがい・生きがいづくりに繋げる。

[音楽療法（ミュージックケア）の推進]

- ・ 日中活動の中に音楽療法（ミュージックケア）を取り入れることで、心身に快い刺激を与え、情緒の回復や安定を図り、運動感覚や身体的機能の改善を促し、楽しく穏やかに過ごせるよう支援する。

[認知レベルに応じたワークの提供]

- ・ 言語解読検査道具を使って認知の発達段階を計り、その人の認知レベルに応じたワークを提供することで、適応行動の拡大や課題となる行動の減弱・克服を図っていく。

③将来的な取組みとして

- ・ 行動障がいのある方の地域生活の定着を目指し、地域での生活を支える仕組みづくりを検討、構築する。
- ・ 行動障がい者の入所受け入れを前提とした、職員の専門的支援技術の向上とともに、活動場所の環境整備の充実を図るための設備改修の具体的検討を行う。
- ・ 強度行動障がい者支援をはじめとする様々な専門的支援の取り組み事例を外部的に向けて発表し、障がい者福祉の理解や地域の福祉人材育成にも繋げていく。

イ 在宅支援のための研究・指導事業の実施

- ・ 県立施設として、また、地域の障がい福祉の中核として、また、セーフティネットの役割として、施設が存在することを認識し、施設機能の充実、施設の開放、様々な在宅福祉事業の提供等に努めることで、在宅障がい児・者が地域で安心して暮らせるよう関係機関と連携して、取り組みを進めていく。
- ・ 在宅障がい者の困難事例について、当事者の行動を分析した対症療法、介助方法等について研究を行い、専門機関の助言を参考にしながら、地域生活する上で、問題解決に向けた効果的な支援手法の発信を行う。
- ・ 在宅障がい児、者の自立生活を目的とした日常生活に必要な、食事や健康管理などの生活力向上、希望に応じた生活経験機会を重点的に提供し、生活力向上を目指す生活訓練事業を実施する。
- ・ 各市町村が実施する地域生活支援事業における「日中一時支援事業」等の積極的な受入を行い、居宅において介護等を受けることが一時的に困難となった障がい児・者の日帰りショートステイ等による支援を行う。
- ・ 地域コミュニティの核として、施設が存在し、貢献できるよう施設機能の開放に努め、「地域社会における共生」を目指し、高齢者と障がい者にとって暮らしやすい地域づくりのための取組みを推進するとともに、地域及び行政に積極的な提言を行っていく。
- ・ 近隣にある当法人のすずかけやグループホームを活用し、自立生活の維持・向上を目的とし、就労体験や体験入居を積極的に行う。

ウ 処遇技術向上のための研究・指導事業の実施

(1) 研修拠点機能としての取り組み

県内の福祉・医療等の関係職員を対象とした「要介助高齢知的障がい」、「強度行動障がい」の支援技術向上に資する研修を行う。

研修の実施においては、法人本部、鹿野かちみ園、鹿野第二かちみ園と連携、共同で企画立案し、下記の研修を計画実施する。

①「要介助高齢知的障がい者支援研修」

県内の障がい者施設・高齢者施設等の職員、家族等を対象に「障がい及び高齢化の特性と起因する病状を理解した上での支援方法」、「要介助高齢知的障がい者のアセスメント」、「望ましいアクティビティやワーク」などをテーマに事例検討会を含め、高齢知的障がい者の理解をより深める研修会を企画・実施する。

②「強度行動障がい者支援研修」

県内の障がい者施設や作業所等で自閉症・発達障がい者の支援に携わる職員や家族を対象に、障がい特性の理解や具体的支援方法の習得や事例検討等の実践研修を企画・実施する。

研修の実施にあつては、関係機関との連携、協力を基づき、より効果的な研修方法を検討する。

③「音楽療法初級セミナー」

日本ミュージックケア協会からの協力依頼のもと、鳥取県内の施設職員、関係者等を対象とする音楽療法初級資格取得セミナー鳥取会場の開催に協力をし、県内の音楽療法の普及に努める。

(2) 要介助高齢知的障がい者、強度行動障がい者支援モデル施設としての技術の向上

①鹿野かちみ園における要介助知的障がい高齢者支援技術の向上

- ・ 高齢化に伴う疾病等とそれに伴うリスクを理解し、介護予防に関する知識と介護技術向上に資する研修会に参加する。
- ・ 障害者支援施設における高齢者支援のあり方について先進地視察を実施する。
- ・ 音楽療法指導者養成研修への職員派遣等を行う。

②鹿野第二かちみ園強度行動障がい者支援技術の向上

- ・ 強度行動障がいの支援技術向上に資するセミナー等へ参加をする。
- ・ 他県先進施設等への職員派遣等をとおして情報交換を行う。
- ・ 行動障がい支援に関係する資格等の取得推進

5 管理に係る経費の効率化

別添様式2「収支計画書」のとおり

6 組織及び職員の配置等安定した管理に必要な人員

(1) 管理運営の組織

別紙1「管理運営の組織」のとおり

(2) 職員の職種等

別紙2「職員の職種等」のとおり

(3) 日常の職員配置

別紙3「日常の職員配置」のとおり

[職員配置の考え方]

- ・ 施設管理者として、それぞれ施設長1名(常勤)を置く。
- ・ 直接支援に携わる職員(支援員、看護師等)については、国の定める職員の配置基準(最低基準)以上の支援員を配置する。
- ・ 平日は各施設3ユニットに4名以上の支援員(早番1名、通常日勤1名、遅番2名)、土日・祝日は3ユニットに3名[計9名]の支援員を配置し、利用者の支援業務を行う。
なお、夜間の施設入所支援は施設毎に2～3ユニットに対して1名の夜勤職員[計3名]の支援員を配置する。
- ・ 事務員、管理栄養士及び調理員は、施設の管理業務や利用者の食事提供に必要な職員数を配置

し、施設の円滑な運営を行う。

- ・ 夜間は夜勤職員のほか、施設の保安全管理業務を行う警備員を常時1名(両施設で1名)配置する。

(4) 人材育成

- ・ 当法人の服務規律について、職員の採用時はもとより、毎年、全職員対象に研修会を行い、服務規律を含む就業規則等各種諸規程（職員倫理綱領、ヘルプライン要綱、労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準（厚生労働省指針）、文書管理規程、BCP、TEAS、個人情報保護規程、情報公開規程、ハラスメント防止要綱等）の周知徹底を図る。
又、県立の社会福祉施設に勤務する職員の相応しい姿として、「身だしなみの基準（服装、髪型、装飾品等）」を定め、接遇を含めて周知徹底し、利用者はもとより、来園者に対して不快感を与えないよう努める。
- ・ 他法人の模範となるべく、施設の管理・運営（施設の人員・設備及び運営の基準等）、利用者支援（障害者総合支援法、障害者虐待防止法（接遇含む）等）、会計・経理（社会福祉法人の会計基準等）等に関する法令に基づいた適正な運営が行われるよう、外部の法令研修に参加するほか、内部で定期的に研修会を行うとともに、会議等の場を通じて意思統一を図るなど、常に職員に指導を行うことで、人材育成に繋げる。
- ・ 虐待の再発防止策として、虐待防止に係る関係法令（障害者虐待防止法、障害者虐待防止と対応の手引き）及び関係諸規程（業務管理体制要綱、ヘルプライン要綱、虐待防止要綱、虐待防止委員会設置要綱）について、新任及び転入職員には4月に研修を実施する。また、その他全職員についても5月、11月頃に1回ずつ計2回研修を実施し、虐待防止に関する法令関係の知識を深めることにより、虐待防止に係るコンプライアンス意識の向上に繋がるよう努める。
- ・ 施設内研修や当法人或いは他団体主催の研修会において、積極的に講師で参加したり、事例発表を行うことで、職員の技量を上げる。また、施設内において、介護技術の向上などについて、介護施設経験職員などが講師となってOJTを繰り返したり、チューター制を取り入れるなどして、介護・支援技術を向上させる。
- ・ 新たな支援のあり方について、自由な発想で議論し、施設長に企画、提案するボトムアップ方式の部会（「要介助高齢部会」、「行動障がい部会」等）を設け、職員の業務に取り組む姿勢を高める。
- ・ 利用者により質の高いサービスを提供するため、介護福祉士の受講準備講習会の実施、知識・技術のアドバイス、勤務の配慮、服務に専念する義務の免除など、職務に必要な資格が取得しやすいような配慮を行う。
- ・ 年度当初に職員個人が、自身の施設での置かれている立場や委員会での役割等を考慮しながら、一年間取り組む研修課題及びテーマを設定し、施設長並びに研修推進員（次長または主幹）とすり合わせの上、課題等に即した研修を受講することにより、研修結果を実際の業務に活かすことができるよう努めるとともに、反省点や継続事項を次年度の計画に反映することにより、職員の資質向上に繋げる。

7 その他の計画等

(1) 環境に対する配慮

- ・ 鳥取県版環境管理システム（TEAS）の認定更新により、施設内の環境に対する意識を高めるとともに、経費節減に努める。

(2) 効率的・安定的な施設運営

- ・ 毎月の経営分析により経営状態を把握する。
- ・ 利用者の健康で安全な生活のために感染症予防対策と事故防止対策（リスクマネジメント）を徹底することが、結果的に稼働率を上げることになり、安定的な経営を可能とする。

(3) 働きやすい職場環境づくり

- ・ 男女共同参画推進企業の法人認定により、引き続き男女ともに働きやすい職場環境づくりを推進する。

- ・ 全職員にストレスチェックを実施する。その結果、高ストレス者には産業医の面談を推奨するなど、組織全体でメンタルヘルス及び労働環境の改善に努める。また、施設長による全職員に個人面談を実施し、問題点、悩み、要望など聞き取り、可能な限り対応するなど、風通しの良い、働きやすい職場環境となるよう努め、職員の業務の不安及び負担感の軽減に繋げていくことにより、さらなる施設サービスの質の向上を目指す。

(4) 地域貢献に繋がる取り組み

- ・ 県立施設として、また、鹿野町に障がい者に関する社会資源は当法人が運営する両施設と事業所のみであることから、鹿野町が取り組む各分野について、人的にも物資的にも可能な限り協力をし、鹿野町の活性化の一端を担う。

具体的取り組み内容は以下のとおり

ア 福祉の町づくりへの協力

- ・ 在宅障がい者や場合によっては町民にとってのセーフティネットとしての協力
- ・ 鹿野地域人権教育推進協議会において、評議員等として参画
- ・ 障がい者福祉や人権問題等に関する町の研修会等への講師派遣
- ・ 地域の団体（幼稚園等）や地域の教室等での音楽療法の指導 等

イ 町の環境美化等への協力

- ・ 勝谷元気づくりの会の構成員としての活動参加
勝谷街道のコスモス街道化をはじめとする環境美化を主体的に実施
- ・ 施設で栽培した花の近所へのプレゼント
- ・ 町内のゴミ拾い、温泉場の足湯清掃 等

ウ 町おこしへの協力

- ・ 勝谷地区公民館運営委員会において、運営委員として参画する。
- ・ 町の祭りの際など、町内各所にウマモナドを展示したり、ウマモナドづくりなどのイベントを開催することで集客を図るなど町の活性化に協力する。

平成30年度 委託業務に関する収支計画書

団体の名称 (鳥取県厚生事業団)
 施設の名称 (鳥取県立鹿野かちみ園)

(単位:千円)

		内 訳				金 額	
収 入 項 目	支 援 費 収 入	(生活介護)	定員70名	現員78名	稼働率102.1%	251,585	
		区分2	2名	単位 429	人員配置体制加算(Ⅲ) (2.5:1)78名	単位 32	
		区分3	22名	単位 476	福祉専門職加算(Ⅱ) 78名	単位 15	
		区分4	28名	単位 530	食事提供加算 8名	単位 30	
		区分5	21名	単位 754	処遇改善加算 78名	所定単位×69/1000	
		区分6	5名	単位 1,008			
		(施設入所支援)	定員70名	現員70名	稼働率95.9%		
		区分2	1名	単位 127	夜勤職員配置加算 70名	単位 35	
		区分3	16名	単位 156	栄養マネジメント加算 70名	単位 10	
		区分4	27名	単位 191	重度障害者支援加算 70名	単位 7	
		区分5	21名	単位 238	療養食加算 6名	単位 23	
		区分6	5名	単位 285			
		利用料収入		205,488,000円	支援費×稼働率		205,488
		特別給付費(補足給付)		11,969,000円			11,969
		特定費用金収入		31,367,000円			31,367
		利用料負担金、食費、水道光熱費					
		(短期入所) 利用定員2名			稼働率 42.7%		2,761
	利用定員2名						
	利用料収入		2,434,000円				
	特定費用収入		327,000円				
	その他の収入					3,484	
	その他の障害福祉サービス等事業収入(受託事業、預り金管理料、温泉)					696	
	経常経費等寄付金収入					200	
	施設整備等寄付金収入					2,187	
	その他の収入					237	
	受取利息配当金収入					4	
	その他の事業収入(生産活動事業収入)					160	
	収入合計(A)					255,069	

(単位：千円)

		内 訳	金 額
人 件 費 支 出	職 員 給 料	(園長、事務3、支援員32、看護師2、管理栄養士、調理2計41人)	128,280,000円
	職 員 賞 与		32,394,000円
	非 常 勤 職 員 給 与	(警備員、嘱託医1、パート職員8 計10人)	12,405,000円
	退 職 共 済 掛 金		3,765,000円
	法 定 福 利 費		26,660,000円
		計	203,504,000円
事 業 費	給 食 費		21,794,000円
	介 護 用 品 費		1,151,000円
	保 健 衛 生 費		1,103,000円
	被 服 費		100,000円
	教 養 娯 楽 費		1,816,000円
	日 用 品 費		1,080,000円
	水 道 光 熱 費		12,183,000円
	燃 料 費		5,629,000円
	消 耗 器 具 備 品 費		1,568,000円
	保 險 料		188,000円
	賃 借 料		1,164,000円
	教 育 指 導 費		1,016,000円
	車 両 費		876,000円
	生 産 活 動 事 業 費		212,000円
			計
事 務 費 支 出	福 利 厚 生 費		705,000円
	職 員 被 服 費		95,000円
	旅 費 交 通 費		296,000円
	研 修 研 究 費		965,000円
	事 務 用 消 耗 品 費		436,000円
	印 刷 製 本 費		207,000円
	修 繕 費		1,749,000円
	通 信 運 搬 費		527,000円
	会 議 費		25,000円
	広 報 費		65,000円
	業 務 委 託 費		3,782,000円
	手 数 料		669,000円
	土 地 建 物 賃 借 料		318,000円
	租 税 公 課		111,000円
	保 守 料		1,149,000円
	諸 会 費		211,000円
雑 支 出		758,000円	
		計	12,068,000円
支 払 利 息 支 出	リース資産利息		44,000円
そ の 他 の 支 出	利用者等外給食費支出		146,000円
固 定 資 産 取 得	車両運搬具・器具及び備品取得支出		3,849,000円
ファイナンス返済支出	システムリース		493,000円
支出合計(B)			269,984
差額(A) - (B)			△ 14,915

平成30年度 委託業務に関する収支計画書

団体の名称 (鳥取県厚生事業団)
 施設の名 称 (鳥取県立鹿野第二かちみ園)

(単位：千円)

		内 訳			金 額	
収 入 項 目	支 援 費 収 入	(生活介護)	定員70名	現員82名	稼働率103.23%	328,301
		区分2	1名	単位 429	人員配置体制加算(Ⅱ) (2:1)82名	単位 121
		区分3	3名	単位 476	福祉専門職加算(Ⅰ)	82名 単位 15
		区分4	12名	単位 530	食事提供加算	7名 単位 30
		区分5	37名	単位 754	送迎加算	5名 単位 13
		区分6	29名	単位 1,008	常勤看護職員等配置加算	82名 単位 8
					処遇改善加算	82名 所定単位×69 / 1000
		(生活訓練)	定員 6名	現員 1名	稼働率14.39%	
		基本サービス費	単位 591	福祉専門職加算(Ⅰ)	1名	単位 15
					処遇改善加算	1名 所定単位×69 / 1000
		(施設入所支援)	定員70名	現員73名	稼働率99.02%	
		区分2	1名	単位 127	夜勤職員配置加算	73名 単位 35
		区分3	3名	単位 156	栄養マネジメント加算	73名 単位 12
		区分4	9名	単位 191	重度障害者支援加算Ⅱ	173名 単位 7
		区分5	33名	単位 238	療養食加算	3名 単位 23
		区分6	27名	単位 285		
		利用料収入	280,839,000円 支援費×稼働率			280,839
		特別給付費(補足給付)	9,849,000円			9,849
		利用者負担金収入	34,926,000円			34,926
		(短期入所) 利用定員3名	稼働率 26.76%			2,625
	利用定員3名					
	利用料収入	2,338,000円				
	利用者負担金収入	287,000円				
	利用料負担金、食費、水道光熱費					
	日中一時支援収入	62,000円			62	
	その他の収入				3,305	
	その他の障害福祉サービス等事業収入(補助金、預り金管理料、温泉料)	701,000円			701	
	寄付金収入	100,000円			100	
	施設整備等寄付金収入	2,187,000円			2,187	
	雑収入	234,000円			234	
	受取利息配当金収入	16,000円			16	
	その他の事業収入(生産活動事業収入)	67,000円			67	
収入合計(A)					331,606	

(単位：千円)

		内 訳	金 額
人 件 費 支 出	職 員 給 料	(園長1、事務1、支援員38、看護師1、管理栄養士1、調理2計44人)	123,516,000円
	職 員 賞 与		28,833,000円
	非 常 勤 職 員 給 与	(警備員1、嘱託医1、パート職員13、看護補助1計16人)	19,887,000円
	退 職 給 付 支 出		3,646,000円
	法 定 福 利 費		26,413,000円
		計	202,295,000円
事 業 費	給 食 費		21,473,000円
	介 護 用 品 費		789,000円
	保 健 衛 生 費		1,245,000円
	被 服 費		100,000円
	教 養 娛 楽 費		1,379,000円
	日 用 品 費		1,234,000円
	水 道 光 熱 費		12,194,000円
	燃 料 費		4,549,000円
	消 耗 器 具 備 品 費		1,558,000円
	保 險 料		133,000円
	賃 借 料		1,166,000円
	教 育 指 導 費		749,000円
	車 両 費		629,000円
			計
事 務 費 支 出	福 利 厚 生 費		693,000円
	職 員 被 服 費		104,000円
	旅 費 交 通 費		362,000円
	研 修 研 究 費		793,000円
	事 務 用 消 耗 品 費		348,000円
	印 刷 製 本 費		192,000円
	修 繕 費		1,896,000円
	通 信 運 搬 費		454,000円
	会 議 費		20,000円
	広 報 費		659,000円
	業 務 委 託 費		3,284,000円
	手 数 料		646,000円
	土 地 建 物 賃 借 料		318,000円
	租 税 公 課		93,000円
	保 守 料		1,118,000円
諸 会 費		165,000円	
雑 支 出		465,000円	
		計	11,610,000円
支 払 利 息 支 出	リ ー ス 資 産 利 息		41,000円
そ の 他 の 支 出	利 用 者 等 外 給 食 費 支 出		114,000円
固 定 資 産 取 得	車 両 運 搬 機 具 ・ 器 具 及 び 備 品 取 得 支 出		2,187,000円
リ ー ス 返 済 支 出	シ ス テ ム リ ー ス		426,000円
支 出 合 計 (B)			263,871
差 額 (A) - (B)			67,735

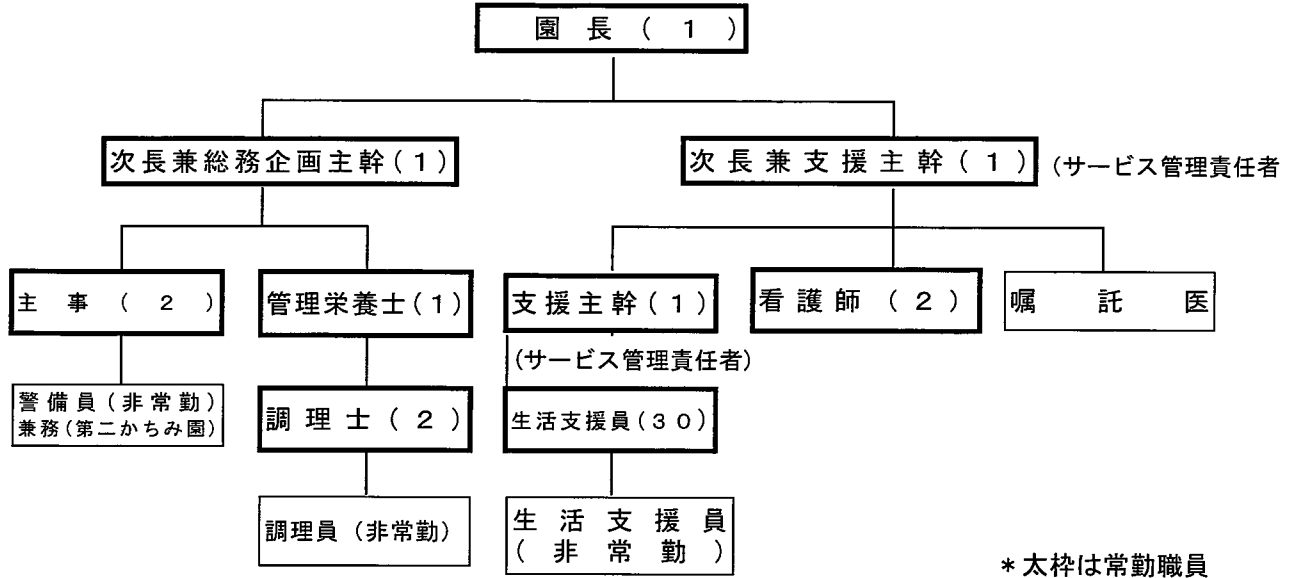
(別紙1) 「管理運営の組織」 (事業計画6-(1))

【鳥取県立鹿野かちみ園】

平成30年度職員配置

(1) 常勤(本務)職員 41名

(2) 非常勤職員(10名程度配置予定) 嘱託医、警備員、支援パート、調理パート等

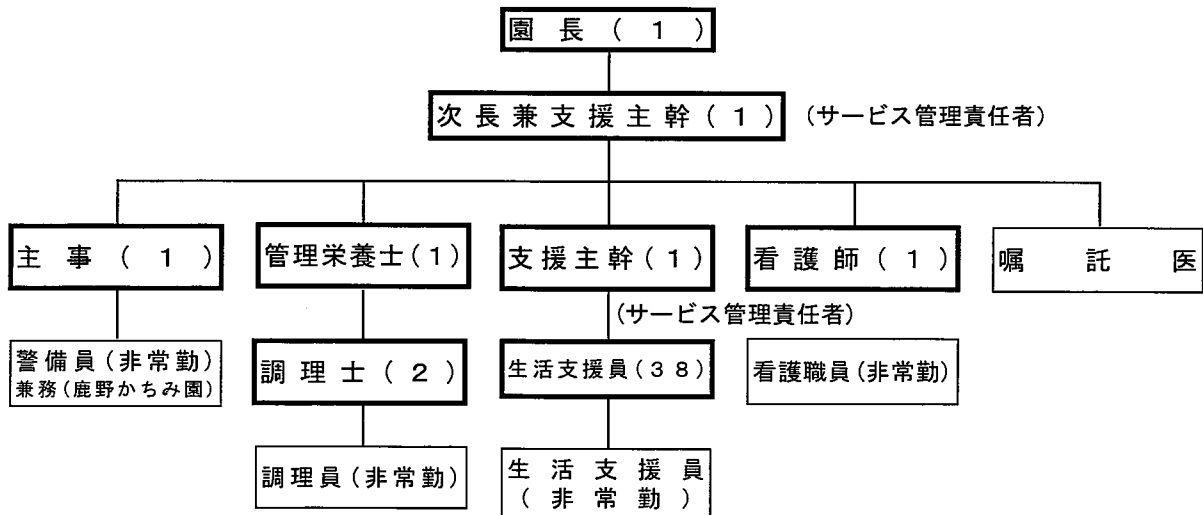


【鳥取県立鹿野第二かちみ園】

平成30年度職員配置

(1) 常勤(本務)職員 44名

(2) 非常勤職員(16名程度配置予定) 嘱託医、警備員、支援パート、調理パート等



(別紙2) 「職員の職種」 (事業計画6-(2))

【鳥取県立鹿野かちみ園】

職 種 (職 名)	雇 用 関 係	担 当 す る 業 務
施設長(園長)	常勤職員	施設運営統括、管理
支援員(次長兼支援主幹)	常勤職員	施設長補佐、支援部門総括
事務員(総務企画主幹)	常勤職員	施設長補佐、事務部門総括
事務員(主事)	常勤職員	施設総務、施設管理事務
支援員(支援主幹)	常勤職員	支援部門統括、利用者支援
支援員(支援員)	常勤職員	利用者支援
支援員(介助員)	常勤職員	利用者支援
看護師	常勤職員	利用者看護
管理栄養士	常勤職員	利用者栄養管理、給食部門統括
調理士	常勤職員	給食調理
調理員(調理員)	常勤職員	給食調理
警備員	非常勤職員	夜間施設内警備
嘱託医	非常勤職員(嘱託)	利用者医療、健康管理
計	本務51名	他、支援パート等

【鳥取県立鹿野第二かちみ園】

職 種 (職 名)	雇 用 関 係	担 当 す る 業 務
施設長(園長)	常勤職員	施設運営統括、管理
支援員(次長兼支援主幹)	常勤職員	施設長補佐、支援部門総括
事務員(主事)	常勤職員	事務部門総括、施設総務、施設管理事務
支援員(支援主幹)	常勤職員	支援部門統括、利用者支援
支援員(支援員)	常勤職員	利用者支援
支援員(介助員)	常勤職員	利用者支援
看護師	常勤職員	利用者看護
管理栄養士	常勤職員	利用者栄養管理、給食部門統括
調理士	常勤職員	給食調理
警備員	非常勤職員	夜間施設内警備
嘱託医	非常勤職員(嘱託)	利用者医療、健康管理
計	本務60名	他、支援パート等

(別紙3) 「日常の職員配置」 (事業計画6-(3))

【鳥取県立鹿野かちみ園】

配置場所	職員配置の時間帯	職 名			
事務支援室	8:30 ~ 17:15	園長	総務企画 主幹	主事	管理栄養士
支援室 (各ユニット 及び活動班)	早1 7:00 ~ 15:45	支援主幹	支援員	介助員	
	早2 7:30 ~ 16:15	支援主幹	支援員	介助員	
	通常 8:45 ~ 17:30	支援主幹	支援員	介助員	
	遅1 9:45 ~ 18:30	支援主幹	支援員	介助員	
	遅2 11:45 ~ 20:30	支援主幹	支援員	介助員	
	夜勤 17:00 ~ 10:00	支援主幹	支援員	介助員	
	7:15 ~ 8:45	(朝食パート)			
	7:30 ~ 14:45	(洗濯パート)			
医務室	8:45 ~ 17:30	看護師			
厨 房 (鹿野第二か ちみ園合同)	早番 5:45 ~ 14:30	調理士	調理員		
	通常 8:20 ~ 17:05	調理士	調理員	(調理パート)	
	遅番 10:05 ~ 18:50	調理士	調理員	(調理パート)	
	5:45 ~ 8:45	(調理パート)			
	9:15 ~ 13:15	(調理パート)			
	9:30 ~ 11:30	(調理パート)			
	14:50 ~ 18:50	(調理パート)			
警備員室	17:15 ~ 8:30	警備員			

【鳥取県立鹿野第二かちみ園】

配置場所	職員配置の時間帯	職 名			
事務支援室	8:30 ~ 17:15	園長	主事	管理栄養士	
支援室 (各ユニット 及び活動班)	早番 7:00 ~ 15:45	支援主幹	支援員	介助員	
	通常 8:45 ~ 17:30	支援主幹	支援員	介助員	
	遅1 9:45 ~ 18:30	支援主幹	支援員	介助員	
	遅2 11:45 ~ 20:30	支援主幹	支援員	介助員	
	夜勤 17:00 ~ 10:00	支援主幹	支援員	介助員	
	7:15 ~ 8:45	(朝食パート)			
	9:45 ~ 17:00	(洗濯パート)			
	医務室	8:45 ~ 17:30	准看護師		
厨 房 (鹿野かちみ 園合同)	早番 5:45 ~ 14:30	調理士	調理員		
	中番 8:20 ~ 17:05	調理士	調理員	(調理パート)	
	遅番 10:05 ~ 18:50	調理士	調理員	(調理パート)	
	5:45 ~ 8:45	(調理パート)			
	9:15 ~ 13:15	(調理パート)			
	9:30 ~ 11:30	(調理パート)			
	14:50 ~ 18:50	(調理パート)			
警備員室	17:15 ~ 8:30	警備員			